

訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

ヘルパーステーションいっしん

ヘルパーステーションいっしん事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人一心福祉会(以下「本会」という)が開設するヘルパーステーションいっしん(以下「事業所」という)において実施する指定居宅サービス訪問介護事業の(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為に必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問介護の、円滑な運営管理を図るとともに、ご利用者の意志及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、ご利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、家事援助その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションいっしん
- (2) 所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字津波418
TEL 0980-44-1919
FAX 0980-44-1919

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員、サービス提供責任者兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名 (常勤職員、管理者兼務)
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 5名 (常勤職員1名、非常勤職員4名)
訪問介護員は、指定居宅サービス訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 営業体制 電話等により、午後6時まで連絡可能な体制とする。
- (4) サービス提供時間 午前8時00分から午後6時00分までとする
- (5) サービス提供日 月曜日～日曜日とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料は、厚生大臣又は名護市が定める基準によるものとし、当該訪問介護事業が法廷代理受領サービスであるときは、利用者負担割合証に応じる。

- (1) 身体介護（食事の介護、排泄、衣類着脱、入浴、清拭、洗髪等）
- (2) 生活援助（調理、衣類の洗濯、掃除、整理整頓等）
- (3) 次条の通常事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、次の額を徴収する。

(ア) 事業所から片道おおむね 25km未満	無料
(イ) 事業所から片道おおむね 25km以上	20円/km

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中にご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医へ連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時における対応方法)

第8条 訪問介護事業提供により事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、ご利用者の所在する市町村、ご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第9条 ご利用者に対する訪問介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事業継続計画)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再会を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更

を行うものとする。

(通常の事業の実施区域)

第 11 条 通常の事業の実施区域は、大宜味村、国頭村、東村の区域とする。

(個人情報の保護)

第 12 条 訪問介護員は、ご利用者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に添って適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得たご利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への上方提供については必要に応じてご利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第 13 条 訪問介護員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員であったものに、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、訪問介護員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 14 条 管理者は、提供した指定居宅サービス訪問介護事業所に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じる。(別紙 1)

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員への周知徹底
- (3) 虐待防止のための指針を整備
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(他の運営についての事業)

第13条 本事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- | | |
|----------|-----------|
| ア. 採用時研修 | 採用後 1ヶ月以内 |
| イ. 継続研修 | 法人内外、研修派遣 |

附則

- 1 この規程は平成31年 4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日一部改正、施行する。(第4条3、第5条1、3、4)
- 3 令和6年4月1日一部改正、新規挿入し施行する。(第4条3、第10条、第15条、第16条)

(別紙1)

サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

苦情受付窓口	管 理 者 大城 奈津 紀
苦情解決責任者	施 設 長 山城 豊
施設の所在地	沖縄県国頭郡大宜味村字津波418
電 話 番 号	0 9 8 0-4 4-1 9 1 9
F A X 番 号	0 9 8 0-4 4-1 9 1 9
受 付 時 間	月曜日～金曜日：8時30分～17時30分

(苦情処理体制)

第三者委員

平 良 祐子	大宜味村前社会福祉社会職員	090-3795-1387
宮 城 準	東村前農林水産課長	0980-43-2757

その他

苦情受付窓口	沖縄県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
所 在 地	沖縄県那覇市西3丁目14番18号（国保会館）
電話・FAX番号	098-860-9026
受 付 時 間	9時～17時（土・日・祝日は除く）

苦情受付窓口	大宜味村地域包括支援センター
所 在 地	大宜味村字大兼久157
電 話 番 号	0980-44-3011

